

多摩六都科学館博物館実習受入要領

(趣旨)

第1 この要領は、博物館法施行規則（昭和30年10月4日文部省令第24号）第1条の規定に基づき、多摩六都科学館（以下「科学館」という。）において実施する博物館実習（以下「実習」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受入要件)

第2 実習の受け入れは、次の各号に該当する者を優先する。

- (1) 自然科学又は教育に関する分野を専攻する者であること。
- (2) 東京都に居住する者又は東京都に所在する大学又は大学院に在学する者であること。
- (3) 大学又は大学院において博物館学講座の単位を取得または取得予定者で、博物館実習により学芸員資格が取得可能な者。

(実習の時期及び日数)

第3 実習は、原則として夏期に実施し、その日数は概ね10日とする。

(受入人数)

第4 実習として受け入れる人数は、年間概ね3名とする。

(申請手続)

第5 実習の申請は、次のとおりとする。

- (1) 申請者は、学長又は学部長とする。
- (2) 申請にあたっては、博物館実習申込書（別添様式1号）で事前に申し込みの上、博物館実習申請書（様式第2号）に博物館実習希望理由書・推薦書（様式第3号）を添えて、多摩六都科学館指定管理者（以下「指定管理者」という。）宛てに提出する。

(実習生の選考)

第6 科学館において実習をする者（以下「実習生」という。）は、実習の申請を受けた者の中から指定管理者が選考する。指定管理者は、実習受け入れを承認したときは博物館実習受入承諾書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(希望理由書の提出)

第7 実習生は、科学館が指定するときに、博物館実習生個票・誓約書（様式第5号）を指定管理者に提出しなければならない。

(実習に要する経費)

第8 実習に要する経費は、実習生が負担する。

(事故の責任)

第9 実習中に生じた事故による一切の責任は、申請者及び実習者が負うものとする。

(所管課)

第10 実習の受入事務は、経営管理グループ・地域連携担当が所管する。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、実習の受入に必要な事項は指定管理者が別に定める。

附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年2月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。